

消費生活に関するトラブルは、年々複雑化・多様化し、高齢者を狙った悪質商法やインターネットを介した架空請求など深刻な被害も多く発生しており、その解決には高度な知識が求められます。

国においては、このような消費者問題に対し地域における取組が重要であるとの方針のもと消費者行政活性化基金の創設、更に消費者行政推進交付金制度が実施され、これら基金等の活用により各自治体における消費生活相談対応能力の強化が図られてきたところです。

奥能登広域圏事務組合におきましても、管内での様々な消費者問題に対して地域における取組の重要性を考慮し、平成22年4月から奥能登2市2町の相談窓口として専門相談員を配置した『奥能登消費生活相談室』をのり山空港ターミナルビル4階に設置し、平成29年4月からはその名称を『奥能登広域消費生活センター』と変更し、相談・斡旋業務体制の更なる充実強化を図ってまいりました。

さらに、行政職員や高齢者施設職員を対象とした研修会、相談員による出前講座を開催するなど消費者被害の未然防止に努めるとともに、消費者市民社会の実現にむけたセミナーなども開催し、年齢を問わず消費者として生きる力を育むための消費者教育の充実も図っております。

平成27年7月から全国的に設置された消費者ホットライン3桁の電話番号『188（いやや）』の利用を呼びかけることにより相談件数も年々増加しております。

皆様方におかれましては、今後とも奥能登広域消費生活センターを地域の身近な相談窓口としてご利用くださいますようお願い申し上げます。

平成30年 3月27日

奥能登広域圏事務組合
組合長 梶 文秋